

議案第 16 号

乙訓福祉施設事務組合理約の変更について

乙訓福祉施設事務組合理約の変更を次のとおり行う。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 26 日提出

向日市長 久 嶋 務

乙訓福祉施設事務組合規約の一部を変更する規約

乙訓福祉施設事務組合規約（昭和49年10月23日京都府指令9地第1148号許可）の一部を次のように変更する。

第3条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。